

遺伝資源・伝統的知識

主に CBD 交渉（1991-92）の経緯から

明治大学法科大学院 高倉成男

平成 25 年 2 月 26 日

1. 遺伝資源についての議論の経緯

CBD 15 条 1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。

15 条 7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

「遺伝資源」：現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

「遺伝素材」：遺伝の機能的単位を有する植物、動物、微生物等に由来する素材

契機は先進国 NGO の「環境保全費用は受益者負担」。利用→利益→還元→保全

1960 年代以降の国連における南北問題・経済格差問題とドッキング

遺伝資源 = 国家主権 → アクセス規制法 アクセス許諾の際、利益配分契約、

問題は悪意者：外国企業、入国時の制裁。特許出願要件としての出所開示

日米等は「特許制度の本質と無関係」。当事者契約で十分。（途上国「不十分」）

1998 年 EU バイオ指令「知っているときは書け」（←欧州議会）

TRIPS 理事会での遺伝資源問題は、2002 年以降、EU の地理的表示問題のリンク

2 . 伝統的知識についての議論の経緯

CBD 8 条(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

契機は先進国 NGO の「環境と人間の共生」。定着することに利益。環境経済手法

途上国中央政府と国内先住民問題。実は、途上国中央政府は慎重。

TK と知財：TK の保護目的についての理念の混乱。TK の豊富化か、途上国支援か

遺伝資源 = 有体物→契約法理。TK=無体物→未公開 TK = 営業秘密、公開 TK ?

消極的保護(他人に特許をとらせない) 日本提案：DB 化、積極的保護(新法)

3 . 最近の TK に関する議論の状況

TK = 伝統的背景において知的活動から生じた知識の内容又は実体 (WIPO 用語)

TK には「技術的 TK」と「文化的 TK」 フォークロア→伝統的文化表現 (TCE)

途上国 = 保護の方法等が詳細に記載された実体条項も含めて議論すべき

先進国 = 保護対象など基礎的な問題が重要。政策目的・一般原則を合意すべき

4 . 日本としてどうするか (国内措置、国際交渉)

CBD 上の権利。義務ではない。権利を行使することの政策的意義、その影響。

途上国等への影響、国内産業界への影響 (内外無差別→国内企業への負荷)

環境保全 イノベーション

参考

1 . WIPOにおける定義案（一部抜粋、詳細は別途配布）

TK For the purposes of this instrument, “traditional knowledge” [refers to] includes know-how, skills, innovations, practices, teachings and learnings [developed within a traditional context]/[developed with an indigenous people or local community]/[and that is intergenerational]/[and that is passed on from generation to generation].

TCE Traditional cultural expressions are any form of [artistic and literary] expression, tangible and/or intangible, or a combination thereof,

Alternative 1: in which traditional culture [and knowledge] are embodied

Alternative 2: which are indicative of traditional culture [and knowledge]

GR Option 1 - "Genetic Resources" are genetic material of actual or potential value.

Option 2 -“Genetic resources” as it is understood in the CBD and related instruments and the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture.

2 . TKについての基本論点

- (1) TKとは何か（定義、要件、手続、主体、客体、期間）
- (2) 何のために保護するのか。公益は、法益は。共同体の尊厳？ 経済的利益？
- (3) 公知のTKの扱いは。未公開のTKはノウハウとして。半公知は。
- (4) 権利者は共同体？ どう特定？ 貢献は？ なぜ権利者に？
- (5) 権利の内容は。期間は無期限？